

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則	（人事課）	一
○事務委任規則の一部を改正する規則	（同）	一
○核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則	（税務課）	一
○覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則	（業務課）	二
○家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則	（畜産課）	二
○建設業法施行細則の一部を改正する規則	（事業管理課）	二
○特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則	（建築宅地課）	三
訓 令 甲		
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	（人事課）	三
○人事委員会規則七―二（特殊勤務手当）の一部を改正する規則		三

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十一号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条業務課の分掌事務の項第四号並びに第四十一条第六項第四十三号及び第九項第二十九号中

「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十二号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三十号ト中「覚せい剤取締法施行条例」を「覚醒剤取締法施行条例」に、「覚せい

剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十三号

核燃料税条例施行規則の一部を改正する規則

核燃料税条例施行規則（平成三十年宮城県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年六月二十日」を「令和五年六月二十日」に改める。

様式第一号中「使用前検査合格日」

又は定期検査終了日

を「使用前事業者検査確認日」

又は定期事業者検査終了日

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の核燃料税条例施行規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後の核燃料

税条例施行規則の規定による様式第一号とみなす。

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十四号

覚せい剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚せい剤取締法施行細則（平成十二年宮城県規則第百七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

覚醒剤取締法施行細則

第一条中「覚せい剤取締法（一）を「覚醒剤取締法（一）」に、「覚せい剤取締法施行規則」を「覚醒剤取締法施行規則」に、「覚せい剤取締法施行条例」を「覚醒剤取締法施行条例」に改める。

第三条（見出しを含む）、第四条の見出し、第五条の見出し及び第六条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

第七条の見出し中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第八条の見出し、第九条の見出し及び第十条の見出し中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に改める。

第十一条の見出し中「覚せい剤原料取扱品目」を「覚醒剤原料取扱品目」に改める。

第十二条（見出しを含む）中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に改める。

第十三条（見出しを含む）中「覚せい剤原料保管場所」を「覚醒剤原料保管場所」に改める。

様式第一号中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤 〇の」を「覚醒剤 〇の」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める。

様式第二号、様式第三号及び様式第四号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める、「日本工業規格」を削る。

様式第五号中「覚せい剤（原料）」を「覚醒剤（原料）」に改める。

様式第六号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「第30条の14」を「第30条の14第1項」に、「覚せい剤（原料）」を「覚醒剤（原料）」に改める、「日本工業規格」を削る。

様式第七号、様式第八号及び様式第九号中「覚せい剤（原料）」を「覚醒剤（原料）」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改める、「日本工業規格」を削る。

様式第十号中「覚せい剤原料取扱品目」を「覚醒剤原料取扱品目」に改める、「日本工業規格」を削る、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

様式第十一号中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料 取扱者」を「覚醒剤原料 研究者」に改める。

取扱者 〇の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、「日本工業規格」を削る。
醒剤原料 研究者 〇の「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、「日本工業規格」を削る。
様式第十二号中「覚せい剤原料保管場所」を「覚醒剤原料保管場所」に、「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、「日本工業規格」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 改正前の覚せい剤取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の覚醒剤取締法施行細則の規定によるものとみなす。

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

家畜伝染病予防法施行細則（平成十二年宮城県規則第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号及び第五条の表の上欄中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「アナプラズマ病」を「アナプラズマ症」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和三十六年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「政令」という。」及び「。以下「省令」という。」を削る。
第十条第一項中「第二号第一号及び第二号」を「第二号第一号」に改め、「（以下「専任技術

者」という。)及び政令第三条に規定する使用人(以下「使用人」という。))を削り、同条第二項中「第二條第一項第四号」を「第二條第三号」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

特定の民間再開発事業認定事務施行細則の一部を改正する規則

特定の民間再開発事業認定事務施行細則(平成二年宮城県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八條の四第二十三項」を「第三十八條の四第二十四項」に改める。

第二条第一項中「第三十八條の四第二十三項」を「第三十八條の四第二十四項」に改める。

第四条第二号中「第三十一條の二第二項第十一号又は第六十二條の三第四項第十一号」を「第三十一條の二第二項第十二号又は第六十二條の三第四項第十二号」に改める。

様式第一号中 「第20條の2第14項」を「第20條の2第14項」に、「第38條の4第23項第2号」を「第38條の4第24項第2号」に改める。

様式第二号中「第38條の4第23項」を「第38條の4第24項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十一号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部長の業務に係る専決事項の項第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同号ロ中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改め、同表業務課長に係る専決事項の項第五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同号イ中「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に改め、同号ハ中「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月十三日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―二六十六

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第一号中「牛丘疹性口炎」を「牛丘疹性口内炎」に、「馬モルビリウイルス肺炎」を「ヘンドラウイルス感染症」に、「トキソプラズマ病」を「トキソプラズマ症」に、「鶏結核病」を「鳥結核」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「トキソプラズマ病」を「トキソプラズマ症」に改める。

附則に次の一項を加える。

(防疫等作業手当の特例)

7 条例附則第十二項の規則で定めるものは、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)又はその疑いのある患者の身体に接触して行う作業とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七―二附則第七項の規定は、令和二年二月一日から適用する。